

ジカル公演は、新型コロナウイルスの感染拡大をうけ、中止とします。

## 国民年金からのお知らせ

**年金受給者が死亡したときはすみやかに届出をしましょう**

年金を受ける権利は死亡するとなくなり、年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」を14日以内に年金事務所へ提出してください。

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の人から返納していただくことになりますので、ご注意ください。

また、受給者が死亡したときに生計をともししていた三親等以内の遺族がいる場合は、申請により死亡した月の分までの年金が支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合は、未支給年金を請求できますので、死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

なお、提出する際には次の添付書類が必要です。

### 【添付書類】

・「年金受給権者死亡届」のみを提出する場合

①死亡した人の年金証書

②死亡の事実を明らかにすることができる書類（住民票除票、死亡診断書（コピー可）などのいずれか）

・未支給年金を請求する場合

前記の①・②に加えて

③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本（全部事項証明書など）

④生計をともししていたことを証明する書類（世帯全員の住民票など）

⑤死亡した受給者と請求者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）

※一部の添付書類を省略することができます。

これ以外にも添付書類が必要な場合もありますので、高崎年金事務所まで必ずお問い合わせください。

### 「扶養親族等申告書」の

#### 提出はお済みですか

老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種の控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれます。

各種の控除を受けるためには、日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次のとおりです。

・65歳以上で年間158万円以上の年金を受けている人

・65歳未満で年間108万円以上の年金を受けている人

この申告書を提出しないと、扶養控

除などの控除が受けられず、税金が多く徴収されてしまうことがありますので、忘れずに提出してください。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらのみを受給している人には扶養親族等申告書は送られません。

### 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

令和2年度に新たに対象となる人は、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

#### 所）が実施します。

#### 対象となる人▼

○老齢基礎年金を受給している人  
ただし、左記の要件をすべて満たしている必要があります。

・65歳以上である

・世帯員全員が市町村民税非課税である

・年金収入額とその他所得額の合計が879,900円以下である

○障害基礎年金・遺族年金を受給している人

ただし、左記の要件を満たしている必要があります。

・前年の所得額が（4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※）以下

である

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

### 請求手続き▼

日本年金機構から、10月中旬頃より順次、通知が送付されます。請求手続きが必要な人には、請求書（ハガキ形式）が同封されていますので、請求書の提出をお願いします。また、令和2年度中に世帯構成などが変更になり、要件を満たすようになった人については、請求書が届きませんので、困保年金課、困住民福祉課または年金事務所まで手続きをお願いします。

### 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはありません。制度など詳しく知りたい場合は、年金事務所へお問い合わせください。

### 問合せ▼

高崎年金事務所お客様相談室  
☎027-322-4299

### お詫びと訂正

「おしらせ版あんなか9月15日号」のP4の記載に誤りがありました。

誤・☒下水道事務課

正・☒下水道課  
お詫びして訂正します。